

群馬県屋外広告物条例施行規則（様式） 改正案

改正後	改正前																								
<p>○群馬県屋外広告物条例施行規則 昭和四十四年五月十六日規則第三十三号 <u>(削除)</u></p>	<p>○群馬県屋外広告物条例施行規則 昭和四十四年五月十六日規則第三十三号 <u>別記様式第17号（規格A4）（第18条関係）</u></p> <div data-bbox="1272 406 2040 1228" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">屋外広告物安全点検報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県 土木事務所長 あて</p> <p>住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <hr/> <p>電話（ ） —</p> <p>点検責任者（資格： ）</p> <hr/> <p>設置 年 月（現在まで 年 月）</p> <p>群馬県屋外広告物条例第18条第2項の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">点 検 項 目</th> <th style="width: 30%;">点検結果</th> <th style="width: 40%;">改 善 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取付（支持）部分の変形又は腐食</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要部分の変形又は腐食</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボルト・ビス等のさび</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示面の汚損、たい色又ははく離</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表 示 面 の 破 損</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照 明 装 置 の 破 損</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特に点検した箇所</td> <td>良・要改善</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注1 点検結果の欄は、該当する文字を○で囲むこと。 2 記載欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 点検責任者は、実際に管理している者の氏名を記入すること。 4 広告物が1面30㎡以上の屋外広告物である場合の点検者は、「屋外広告士」、「1級建築士」又は「特殊電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けた者」であること。</p>	点 検 項 目	点検結果	改 善 の 内 容	取付（支持）部分の変形又は腐食	良・要改善		主要部分の変形又は腐食	良・要改善		ボルト・ビス等のさび	良・要改善		表示面の汚損、たい色又ははく離	良・要改善		表 示 面 の 破 損	良・要改善		照 明 装 置 の 破 損	良・要改善		その他特に点検した箇所	良・要改善	
点 検 項 目	点検結果	改 善 の 内 容																							
取付（支持）部分の変形又は腐食	良・要改善																								
主要部分の変形又は腐食	良・要改善																								
ボルト・ビス等のさび	良・要改善																								
表示面の汚損、たい色又ははく離	良・要改善																								
表 示 面 の 破 損	良・要改善																								
照 明 装 置 の 破 損	良・要改善																								
その他特に点検した箇所	良・要改善																								

改正後

改正前

別記様式第18号の2（規格A4）（第20条の3関係）

（新設）

点 検 済 標 識	
点検日	
点検会社	
連絡先	

群馬県

7センチメートル

3.5センチメートル

改正後

改正前

別記様式第18号の3 (規格A4) (第20条の3 関係)

(新設)

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

群馬県 土木事務所長 あて

報告者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他		
設置場所			
点検年月日	年 月 日		
点検者	氏名		
	住所		
	電話番号		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	改善の概要
上部構造 基礎部・ 支持部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品)の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他点検した事項()	有 無	

注1 複数の広告物等を表示する場合は、広告物1基ごとに作成すること。
 注2 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。